

お客さま本位の業務運営方針

原則 1【お客さま本位の業務運営方針の策定・公表等】

IG グループは、「Champion the Client（顧客第一主義）」の精神に基き、お客さまへ、海外を含めた多様な投資対象や柔軟な取引手段をお届けするために、先端テクノロジーに対応した商品の提供や、金融リテラシー向上のための教育コンテンツの拡充等を重視しています。

IG グループの日本拠点である IG 証券株式会社（以下「当社」といいます）は、取り扱う商品の特性上、取り扱う商品がすべてのお客さまに適しているとは言えませんが、一方で、これまでも多様な商品の提供を通じて、お客さまの投資戦略やリスク許容度等に即した投資方法をご選択いただける機会を、デリバティブ取引（差金決済取引やその他デリバティブ取引）を通じて提供してきました。

そのため、今後も引き続きお客さまにご満足いただけるよう、当社として、ここに「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、その取組状況を定期的に公表するとともに、必要に応じてその内容を適宜見直します。

原則 2【お客さまの最善の利益の追求】

当社は、お客さまの最善の利益を、「個々の取引ニーズに対応した多様な投資対象へのアクセスや取引手段を、そのときの市場環境における最適な価格と取引コストで、有益な情報等もあわせて提供することで、お客さまご自身が投資の機会や商品を発見し、取引できる環境が整うこと」だと考えています。

この実現に向けて当社は、お客さまがご自身のニーズに合わせた幅広い投資対象や商品を選択できるよう、

- 国内、および海外における為替や株式、指数、商品等の多様な市場へのアクセスの提供
- お客さまのリスク管理に有用な機能の提供
- 取引コストの透明化、及びその時の市場環境に応じた最適化
- お客さまとの利益相反の適切な管理
- お客さまの取引ニーズに応える新商品の開発

等に取り組みます。

また、役職員一人ひとりが、その担当する業務で高度な専門性と高い倫理観を発揮すべく、商品知識の高度化やお客さまへのサービスの質の向上、高い倫理観の醸成を目的とする社内教育を実施し、お客さまに対して誠実・公正に業務を行うよう努めます。

最終的には、こうした業務運営体制が、当社の企業文化として定着するように「行動規範」を定め、関係する法令等の遵守にとどまらず、社会規範に沿った責任ある行動をとるよう努めます。

【取組の概要】

- お客さまのリスク管理ツールである「トレードアナリティクス」の提供
- 市場変動時のリスク管理ツールである「アラート機能」の提供
- 市場変動時の「プッシュ通知」や「ポラティリティメール」のお客さま宛送付
- 適切なタイミングでの「スプレッドの見直し」
- 「行動規範」の策定による「Champion the Client（顧客第一主義）」の企業文化の醸成
- お客さまとの正しいコミュニケーションを確認するための「電話でお話した内容のモニタリング」
- お客さまのニーズを踏まえた「新たな商品の開発」

原則 3【利益相反の適切な管理】

当社とお客さまとの取引は、IG グループをカバー先として 100%ヘッジしています。また IG グループも、そうした取引に関連するリスクを、グループ内、もしくは市場での取引を通じて、厳格にコントロールしています。

しかしながら、当社、および IG グループは、お客さまに対する様々な金融サービスを提供する際、お客さまと当社の間で、意図せず利益相反が生じる可能性があることも想定し、「利益相反管理方針の概要」を定めています。また、仮にそうした取引が発生してしまった場合には、お客さまの最善の利益を確保すべく、適切な措置を講じます。

【取組の概要】

- ▶ 当社ホームページでの「利益相反管理方針の概要」の公表

原則 4【手数料等の明確化】

当社が提供する商品の手数料等は、当社ホームページに掲載するとともに、お客さまからお問い合わせいただいた際には、わかりやすい説明を心がけます。

【取組の概要】

- ▶ 当社ホームページでの「手数料 銘柄詳細情報」や「取引コスト」等の公表
- ▶ 「重要事項説明書」での手数料等の公表

原則 5【重要な情報の分かりやすい提供】

当社が取り扱う商品は幅広く、かつ他の金融商品に比べリスクが高いといわれているデリバティブ関連商品であるため、そのリスクや仕組みを対象となるお客さまにご理解いただけるよう、当社のホームページへ学習コンテンツや動画を掲載する等、わかりやすい説明を心がけます。

また、当社の取引システムの使いやすさを適宜改善し、お客さまの利便性向上に努めるとともに、重要な情報は、当社ホームページへの掲載や電子メール、電話等により、可能な限り適切なタイミングでお客さまへお伝えします。なお当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは、行なっていません。

【取組の概要】

- ▶ 新規口座開設時や当社ホームページでの「重要事項説明書」の提供
- ▶ 当社ホームページでの「学習コンテンツ」の提供
- ▶ 「ニュースリリース」を通じた、迅速、かつわかりやすい情報の提供
- ▶ 当社ホームページでの「システムレポート」の提供
- ▶ 当社ホームページでの「マーケット状況」の提供
- ▶ 当社ホームページでの「リスク記載」や「リスク管理について」の公表
- ▶ 当社ホームページでの「バイナリー月次取引実績」の公表
- ▶ 当社ホームページでの「取り扱い金融商品」の公表
- ▶ 市場変動時の「プッシュ通知」や「ボラティリティメール」のお客さま宛送付

原則 6 【お客さまにふさわしいサービスの提供】

当社が提供する商品は、元本が確保されていないものや、レバレッジがついているため原資産の値動き以上の損失が発生し、お客さまが当社に預託した証拠金以上の損失が発生する可能性があります。そのため一般的には、リスクが高い商品と言われており、すべてのお客さまに適した商品とは言えません。当社は、そうした商品の特性や、当社の取引がすべてインターネット経由であることも踏まえ、お客さまの適性を確認させていただく目的で、年齢や資産の状況、取引する環境、リスクに関する理解度等について、実際の取引を開始するにあたっての基準を設けています。さらに当社は、一旦口座を開設いただいた後も、お客さまの取引状況を適宜モニタリングし、必要に応じて、改めてご資産の状況を確認させていただいたり、場合によっては一時的、又はその後の取引を停止させていただく場合もあります。

【取組の概要】

- 新規に取引を開始するお客さまに対する「取引開始基準」の公開
- お客さまの取引振りに対する「モニタリング」
- お客さまからの「電話やメール等での照会」に対する丁寧な回答

原則 7 【従業員等に対する適切な動機づけの枠組み等】

IG グループでは、グループの役職員全員に対して、専門性の維持・向上や倫理観の醸成、お客さまへのサービスの質の向上等を目的とした社内教育を継続的に行っています。

当社としても、上記に加えて、本邦における法令遵守やお客さま保護、金融犯罪撲滅等の観点から、当社の業務に関与する全役職員に対して、個人情報保護や AML/CFT（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策）、外務員としての資質向上、商品知識向上等の社内研修等を独自に行います。

【取組の概要】

- 当社役職員向けの社内研修の実施

以上

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表

金融事業者の名称	IG証券株式会社
■取組方針掲載ページの URL	https://a.c-dn.net/c/content/dam/publicsites/1707119611066/igcom/jp/files/other/The-policy-for-Client-oriented-Business-Practices-20241031.pdf
■取組状況掲載ページの URL	https://a.c-dn.net/c/content/dam/publicsites/1707119611066/igcom/jp/files/other/The-policy-for-Client-oriented-Business-Practices-20241031.pdf

原則		実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則2	<p>【顧客の最善の利益の追求】</p> <p>金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則2 お客さまの最善の利益の追求 ・行動規範 	<p>当社では、役職員一人ひとりが、その担当する業務で高度な専門性と高い倫理観を発揮すべく、商品知識の高度化やお客さまへのサービスの質の向上、高い倫理観の醸成を目的とする社内教育を実施します。最終的には、こうした業務運営体制が、当社の企業文化として定着するように「行動規範」を定め、関係する法令等の遵守にとどまらず、社会規範に沿った責任ある行動をとるように努めます。</p>
	<p>(注)</p> <p>金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則2 お客さまの最善の利益の追求 ・お客さま本位の業務運営方針 原則3 利益相反の適切な管理 	<p>当社では、お客さまの最善の利益を、お客さま本位の業務運営方針 原則2で定義し、また当社とお客さまとの取引を、IGグループをカバー先として100%ヘッジしていることも踏まえ、お客さまに対し、国内、および海外における為替や株式、指数、商品等の多様な市場へのアクセスの提供、お客さまのリスク管理に有用な機能の提供、取引コストの透明化、及びその時の市場環境に応じた最適化、お客さまとの利益相反の適切な管理、お客様の取引ニーズに応える新商品の開発等に取り組むことで、お客さまの利益を最善化し、当社としても、安定的な顧客基盤の拡充、および収益の確保を目指します。</p>
原則3	<p>【利益相反の適切な管理】</p> <p>金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則3 利益相反の適切な管理 ・利益相反管理方針の概要 	<p>当社とお客さまとの取引は、IGグループをカバー先として100%ヘッジしており、またIGグループも、そうした取引に関するリスクを、グループ内、又は市場での取引を通じて、厳格にコントロールすることで、極力お客さまと当社の間で利益相反が生じないように管理し、その概要を、当社のホームページで「利益相反管理方針の概要」として公表しています。</p>

	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 ・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 ・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合 	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、金融商品等の提供は受けていないため、委託手数料等の授受はありません。 ・当社グループに、運用部門はありません。 	<p>当社は、金融商品等の提供は受けていないため、委託手数料等の授受はありません。</p> <p>また、当社グループに、運用部門はありません。</p>
原則4	<p>【手数料等の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則4 手数料等の明確化 ・手数料 詳細銘柄情報 ・取引コスト ・重要事項説明書 	<p>当社のホームページに「手数料 銘柄詳細情報」や「取引コスト」を掲載するとともに、お客さまからいただいた問い合わせに対しては、わかりやすい説明を心がけます。</p>
原則5	<p>【重要な情報の分かりやすい提供】</p> <p>金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則5 重要な情報の分かりやすい提供 	<p>当社が取り扱う商品は幅広く、かつ他の金融商品に比べリスクが高いといわれているデリバティブ関連商品であることを踏まえ、そのリスクや仕組みを対象となるお客さまにご理解いただけるよう、当社のホームページへ学習コンテンツや動画を掲載する等、わかりやすい説明を心がけます。</p>
	<p>(注1)</p> <p>重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品 ・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品 ・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） ・顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客と 	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱い金融商品 ・手数料 詳細銘柄情報 ・取引コスト ・取引開始基準 ・お客さま本位の業務運営方針 原則6 お客さまにふさわしいサービスの提供 ・お客さま本位の業務運営方針 原則3 利益相反の適切な管理 ・利益相反管理方針概要 	<p>当社が取り扱う金融商品については、ホームページで、商品毎の概要や手数料、取引方法、取引時の注意点、損益が発生する仕組み等を説明します。</p> <p>当社が取り扱う金融商品は、一般的には、リスクが高い商品と言われており、すべてのお客さまに適した商品とは言えません。そのため、お客様の年齢や資産の状況、取引する環境、リスクに関する理解度等について「取引開始基準」を定め、こちらも当社のホームページに掲載します。また、当社との取引を開始した後でも、お客さまの取引状況を適宜モニタリングします。</p> <p>最後に、お客さまとの利益相反については、前記通り、適切に管理しており、その概要は、「利益相反管理方針の概要」として、当社のホームページに掲載します。</p>

	の利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響			
(注2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（（注2）～（注5）は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	非該当	当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っていません。	当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することはありません。
(注3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	・学習コンテンツ	当社が提供するサービスのリスクや仕組みをお客さまにご理解いただけるよう、当社ホームページの「学習コンテンツ」では、項目ごとにコンテンツを分割するだけでなく、YouTube等の動画や、トレーダー心理からのアプローチ等、わかりやすい説明を心掛けます。
(注4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	実施	・取り扱い金融商品	当社で取り扱いの有る金融商品は、ホームページの「取り扱い金融商品」に、商品毎の一覧を掲載し、お客さまがご自身で比較できるようにします。
(注5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	・重要事項説明書	当社と取引を行うに際し、当社として重要性が高いと考えている情報については、「重要情報説明書」として、ホームページへ個別に掲載します。

原則 6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】</p> <p>金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則6 お客さまにふさわしいサービスの提供・取引開始基準 	<p>当社が提供する商品は、一般的にリスクが高い商品といわれており、すべてのお客さまに適した商品とは言えません。そのため、こうした商品特性等を踏まえ、「取引開始基準」を設けるとともに、取引の開始後も、お客さまの取引状況を適宜モニタリングします。</p>
	<p>(注1)</p> <p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと 	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取引開始基準 	<p>当社が提供する商品が、一般的にリスクが高い商品と言われていることを踏まえ、当社のホームページに「取引開始基準」を掲載します。</p> <p>また当社の取引は、すべてインターネット経由であり、当社から具体的な金融商品・サービスの提案は行いません。</p> <p>最後に、お客さまとの取引を開始した後も、当社は、お客さまの取引状況を適宜モニタリングして、必要に応じて、当社からお客さまへコンタクトさせていただきます。</p>
	<p>(注2)</p> <p>金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。</p>	非該当	<p>当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等することは行っておりません。</p>	<p>当社は、提供する商品、および複数の金融商品やサービスをパッケージとして販売・推奨等するとは行いません。</p>
	<p>(注3)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取引開始基準 	<p>当社のホームページに「取引開始基準」を掲載します。</p>
	<p>(注4)</p> <p>金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・取引開始基準 	<p>当社がホームページに掲載している「取引開始基準」で、年齢や居住地、常時連絡が取れること、日本語によるコミュニケーション、法律上の行為能力等、当社と取引を開始するための要件を開示します。</p>

	が適当かより慎重に審査すべきである。			
(注5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則2 お客さまの最善の利益の追求 ・行動規範 ・学習コンテンツ 	<p>当社は、上記原則2でも記載の通り、当社役職員の商品知識の高度化や高い倫理観の醸成を目的として「行動規範」を定めます。</p> <p>また、お客さまが基本的な知識を習得されるための一助として、「学習コンテンツ」を拡充し、その中に「リスク管理」や「CFD取引について」「投資戦略レポート」等を掲載しています。</p>
原則7	<p>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】</p> <p>金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則7 従業員等に対する適切な動機づけ等の枠組み等 ・行動規範 	<p>当社では、お客さま本位の業務運営方針の原則7 従業員等に対する適切な動機づけ等の枠組み等の中で、本邦における法令遵守やお客さま保護、金融犯罪撲滅等の観点から社内教育を行う旨を開示し、また「行動規範」の中では、当社の役職員に対して誠実義務を課します。</p>
	(注)	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	<ul style="list-style-type: none"> ・お客さま本位の業務運営方針 原則7 従業員等に対する適切な動機づけ等の枠組み等 ・行動規範 <p>当社では、お客さま本位の業務運営方針をホームページで開示するだけでなく、関連する役職員がいつでも「行動規範」を参照できる体制を整えています。</p> <p>またお客さまとのやり取りは、すべて記録化されており、事後的に検証出来る体制を整えています。</p>

【照会先】	
部署	コンプライアンス部
連絡先	電話番号：03-4520-8592 メールアドレス：compliance.jp@ig.com